

2-2_建物を保存するための制度の歴史と復原



- ・ 現状変更の規制が法文に盛り込まれる
→ 復原根拠の学術的厳密化

事例) 蓮華王院本堂の修理
正福寺地蔵堂の修理
法隆寺国宝保存事業

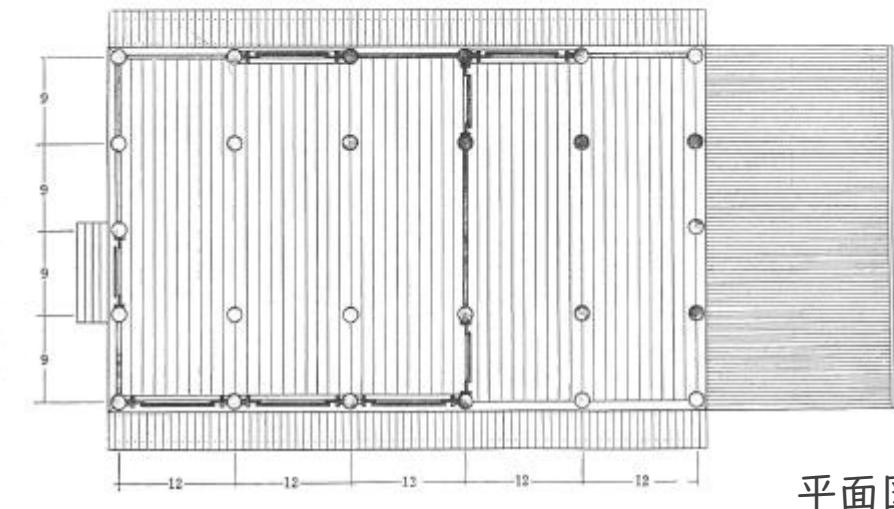
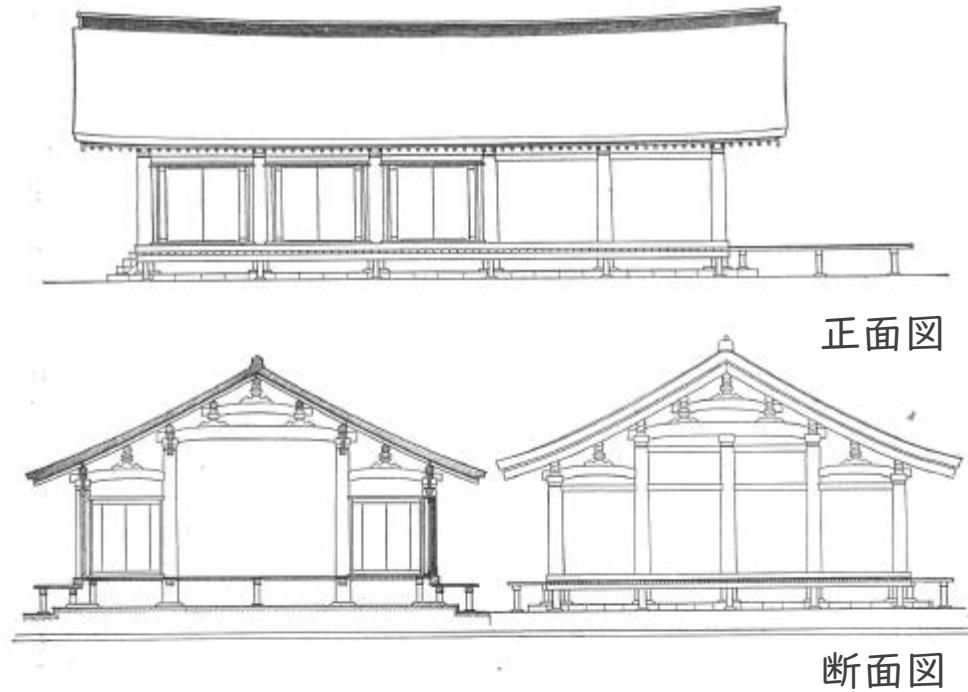
国宝保存法が制定され、現状変更手続きが正式に法文に盛り込まれたため、復原することが公的な目的となり、さらにその根拠が学術的に精度の高いものとなる

法隆寺東院_伝法堂（奈良県） 旧橘夫人宅



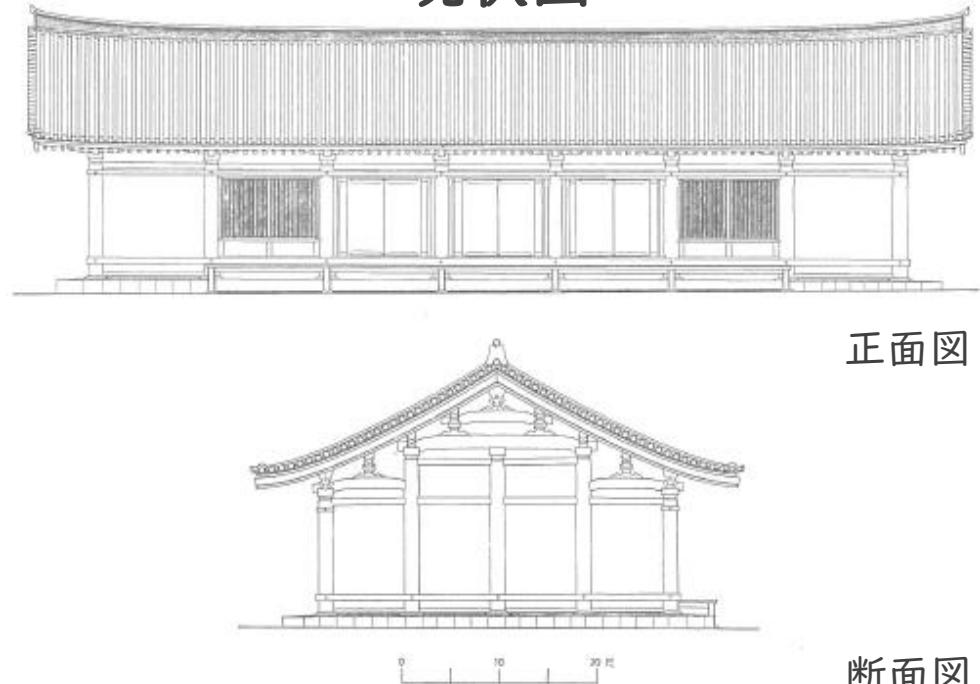


前身建物復原図

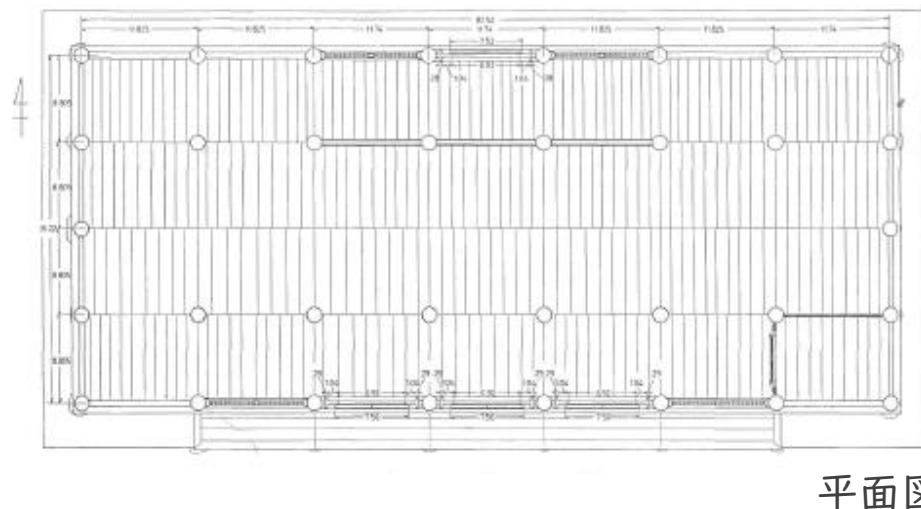


平面図

現状図



断面図



平面図

凡例：

参考：『国宝建造物法隆寺東院舍利殿及繪殿並伝法堂修理工事報告』1943、p. 32

2-2_建物を保存するための制度の歴史（日本と欧州）



- 1897 古社寺保存法
 - 1929 国宝保存法
 - 1950 文化財保護法
 - 1904 マドリッド宣言
 - 1931 アテネ憲章
 - 1964 ヴェニス憲章
 - 1972 世界遺産条約採択
 - 1992 世界の文化遺産
及び自然遺産の保護
に関する条約批准
- 1994 「奈良ドキュメント」・
- 1999 「木の原則」の採択・

日本とヨーロッパの修理に対する認識の違い



イ・バハ・バヒ僧院【修理工事前】



イ・バハ・バヒ僧院【修理工事後】

真実性（オーセンティシティ）をめぐって

- ・真実性（オーセンティシティ）とは何か

文化遺産の価値を担保する計測指標

参考：本中眞「真実性と完全性　顕著な普遍的価値を厳密に把握するための条件」
西村幸夫・本中眞編『世界文化遺産の思想』東京大学出版会、2017

真実性（オーセンティシティ）をめぐって

- ・世界遺産一覧表への登録に必要なこと

1_価値の証明

① 顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value)

国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値

② 真実性 (Authenticity オーセンティシティ)

オリジナルの状態を維持していること

③ 完全性 (Integrity インテグリティ)

価値を表すものの全体が残っていること

2_万全の保全措置

参考：文化庁HP「世界遺産の制度」における「世界遺一覧表への記載に必要なこと」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/93585301_02.pdf

真実性（オーセンティシティ）をめぐって

・世界遺産登録の登録基準（文化遺産の場合）

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作であること
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に大きな影響を与えた人間的価値の交流を示していること
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的又は技術的な集合体、あるいは景観に関するすぐれた見本であること
- (v) ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の一例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合
- (vi) 顕著で普遍的な価値を持つ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接又は実質的関連があること

参考：文化庁HP「世界遺産の制度」における「世界遺一覧表への記載に必要なこと」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/93585301_02.pdf

法隆寺地域の仏教建造物の場合（日本）



真実性（オーセンティシティ）をめぐって

・法隆寺地域の仏教建造物が満たしている条件

(i) 人間の創造的才能を表す傑作であること

(ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に大きな影響を与えた人間的価値の交流を示していること

(iii) 現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること

(iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的又は技術的な集合体、あるいは景観に関するすぐれた見本であること

(v) ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の一例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合

(vi) 顕著で普遍的な価値を持つ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接又は実質的関連があること

アクロポリスの場合（ギリシア）



真実性（オーセンティシティ）をめぐって

・アクロポリスが満たしている条件

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作であること
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に大きな影響を与えた人間的価値の交流を示していること
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的又は技術的な集合体、あるいは景観に関するすぐれた見本であること
- (v) ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の一例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合
- (vi) 顕著で普遍的な価値を持つ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接又は実質的関連があること

・ 真実性を計測する属性_「奈良ドキュメント」以前と以後

- ① 意匠
- ② 材料
- ③ 技術
- ④ 周辺環境



- ① 形態と意匠
- ② 材料と材質
- ③ 用途と機能
- ④ 伝統と技術
- ⑤ 立地と周辺環境
- ⑥ 精神と感性
- ⑦ その他内・外要因